

# 償却資産申告の手引き

日頃は、本市税務行政につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。この償却資産の課税については申告制度がとられています。

## 1. 申告していただく方

毎年1月1日現在で、小浜市内において事業用の償却資産を所有されている法人および個人は、資産の多少にかかわらず申告が必要です。

## 2. 申告期限

毎年1月31日

## 3. 提出書類

《新たに申請される場合》

- ・「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」
- ・「種類別明細書(増加資産・全資産用)」

《前年に申告されている場合》

- ・「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」
- ・「種類別明細書(増加資産・全資産用)」

※減少分および耐用年数の変更等に伴う訂正があった場合は、

「種類別明細書(一覧表)」に赤線で必要な抹消・訂正をして提出

## 4. 提出先および問い合わせ先

〒917-8585 小浜市大手町6番3号

小浜市総務部税務課 課税グループ

☎ 0770-64-6004(直)

※「eLTAX」を利用した電子申告も可能です。

## 5. 不申告または虚偽の申告

正当な理由がなく申告しなかった場合、または虚偽の申告をした場合は、地方税法368条、385条および386条、また小浜市市税条例第75条第1項の規定により、不足税額と延滞金を徴収の上、過料等が課せられますのでご注意ください。

## ◎償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で、工場や商店などを経営していたり、農業によって収入を得たりするなど、事業を行っている方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

たとえば、以下のようなものが対象です。

1. 構築物
2. 機械および装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両および運搬具（自動車税・軽自動車税の対象物を除く）
6. 工具、器具、備品
7. 建物附属設備（家屋として課税されているものを除く）

※償却資産申告の際は、税務会計上、減価償却費として必要経費に算入している資産などを参考に、記載してください。

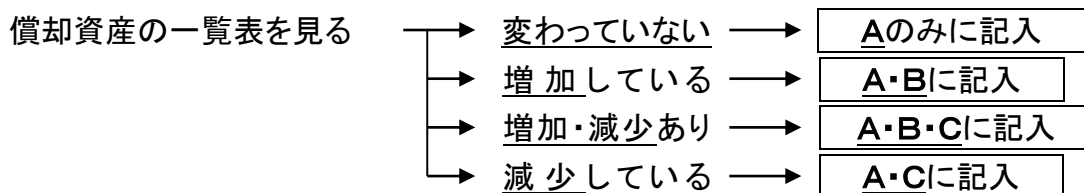
その他、詳しい分類や対象になる主なものは、8 ページの「業種別の主な償却資産の内容」等をご参照ください。

## ◎申告の方法

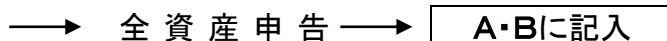
申告の方法は増減資産申告と全資産申告の2種類あります。電算処理をされている事業所、新たに申告される事業所、または、特に市からお願いする事業所以外は、原則として増減資産申告をしてください。

### ●前年に申告をされた場合

該当年度1月1日現在において



- 新たに申告される場合
- 事業を開始された場合



A	<b>償却資産申告書</b> (償却資産課税台帳)	この用紙は必ず提出してください。 資産の移動がない場合や、該当する資産がない場合、解散・廃業・休業等をされた場合でも必要です。
B	<b>種類別明細書</b> [増加資産・全資産用] (緑票)	新たに申告される場合等は、対象となるすべての資産を記入してください。前年に申告された場合は、前年中に取得(増加)した資産および記載漏れの資産をすべて記入してください。
C	<b>種類別明細書</b> [一覧表] (黒票)	前年中に減少した資産を赤ラインで抹消、一部減少の場合は、減少後の数量、取得価格を赤色で記載してください。 <u>その他の訂正については、青色</u> で記載してください。

※A、B、Cの書き方については、記入例をご覧ください。

※Cは、前年に申告された事業所に市から送付しています。

## ◎資産の種類・範囲など

申告書の”資産種類”の欄には、下表の資産種類(第1種～第6種)番号をご記入ください。

資産種類		範囲
第1種	構築物	煙突、貯水池、井戸、水槽、門、塀、庭園、育苗ハウス、施設園芸用ハウス、舗装路面、その他土地に定着した土木設備など
	構築物 建物 付属設備	家屋として課税されない以下のような設備 (1)据付式厨房設備その他のサービス業務用設備 (2)建物から独立した諸設備(ネオンサイン、スポットライト)など
第2種	機械および装置	電気機械、化学機械、土木機械、印刷機械、医療用機械等、冷暖房用の附属機械、運搬設備(コンベアー、巻上機、起重機等)、建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09および000～099」)、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械装置 乾燥機、糶摺機、育苗機、乗用草刈機など
第3種	船舶	一般船舶(鋼船、木船)、漁船(鋼船、木船)、モーターボート、貸しヨット、貸しボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター
第5種	車両及び運搬具	自転車、リヤカー、荷車、構内運搬車、キャタピラを有する自動車、ロードローラー、タイヤローラー等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99および900～999」)、農耕作業用の自動車で最高速度が時速35km以上のもの等 (自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます。)
第6種	工具および備品	机、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、放送設備、テレビ、ラジオ、応接セット、マネキン人形 陳列ケース、ネオン等、測定工具、取付工具、切削工具、雑工具等

## ◎償却資産の対象とならないもの

事業の用に供しているものでも、以下のようなものは対象になりません。

1. 土地
2. 建物(家屋として課税されるもの)
3. 自動車税および軽自動車税の対象となる自動車など
4. 無形減価償却資産(漁業権、特許権などの無形のもの)
5. 使用可能期間が1年未満の資産
6. 取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの  
(少額償却資産)
7. 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括して均等償却されたもの(一括償却資産)

※6, 7において、通常の耐用年数で個別に減価償却することを選択した資産は申告の対象になります。ただし、個人の方については、10万円未満の資産はすべて必要経費となるため個別に減価償却することはありません。(所得税法施行令第138条)

## ◎課税の対象となり、申告しなければならない資産

事業の用に供しているもの、または供し得る状態にあるもので次のような資産は、課税の対象となります。

1. 既に耐用年数を経過した資産で、現在も事業の用に供している資産。
2. 企業の帳簿や台帳に登載されていない資産(簿外資産)。
3. 建設仮勘定で経理中の資産(家屋として課税される建物は除く)であっても、賦課期日現在にその全部または一部を事業の用に供しているものについてはその部分。
4. 遊休未稼働の資産で事業の用に供することのできる状態にある資産。

5. 資産の所有者が、他の者に貸付けて事業のために用いられている資産。
6. 赤字決算等のため減価償却を行っていないもので、本来減価償却が可能な資産。
7. 社宅、宿舍用の資産。
8. 大型特殊自動車および建設用車両で、0、00、9、99等のナンバーが附されているもの。
9. 償却資産の価値を増加させるために生じた費用。(資本的支出)
10. リース資産のうち、実質的に所有権留保付売買と考えられる資産。
11. 上記以外で税務会計上減価償却の対象としている資産。  
(家屋、無形減価償却資産等を除く)
12. 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

※ リース資産は、期間満了と同時に資産が回収される契約(所有権移転外リース)の場合は資産の所有者(リース会社)に、期間満了後に無償で譲渡されるか低額で譲渡される契約(所有権留保割賦販売としてのリース、所有権移転リース)の場合は使用者(ユーザー)に申告義務があります。

※ 家屋の付帯設備のうち、当該家屋の所有者以外の方(テナント)が、その事業の用に供するために取り付け付帯設備がある場合、当該設備を償却資産とし、取り付け付けた者に所有者として申告義務があります。

## ◎その他 特記事項

### 償却資産の取り扱いの比較

項目	固定資産税 (償却資産)	国税 (法人税法・所得税法)
減価償却の方法	旧定率法のみ	定率法と定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	評価額＝半年償却(1/2)	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格1円まで

- ・償却資産では、原則として価格(評価額)が課税標準額となります。
- ・全ての資産の価格(評価額)の合計が150万円未満(免税点未満)の場合、償却資産分の固定資産税は課税されません。

## ◎計算方法

### 《前年中に取得した償却資産》

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{2}$$

↑  
減価残存率

### 《前年より前に取得した償却資産》

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{2}$$

↑  
減価残存率

※ただし、求めた額が取得価額×5%よりも小さい場合は、取得価額×5%により求めた額を価格とします。

$$\text{課税標準額（価格）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

※課税標準額が150万円未満の場合、課税されません。

耐用年数	減価残存率(抜粋)	
	前年中取得	前年前取得
2	0.658	0.316
3	0.732	0.464
4	0.781	0.562
5	0.815	0.631
6	0.840	0.681
7	0.860	0.720
8	0.875	0.750
9	0.887	0.774
10	0.897	0.794
15	0.929	0.858
20	0.945	0.891
25	0.956	0.912

### 【計算例】

取得価額:300,000円

耐用年数:4年

取得年月:令和2年4月の場合

《令和3年》

$$300,000 \text{円} \times 0.781 = \underline{234,300 \text{円}} \text{ (価格)}$$

《令和4年》

$$234,300 \text{円} \times 0.562 = \underline{131,676 \text{円}}$$

《令和5年》

$$131,676 \text{円} \times 0.562 = \underline{74,001 \text{円}}$$

...

《令和8年》

$$23,372 \text{円} \times 0.562 = \underline{13,135 \text{円}} \dots \times$$

※取得価額の5%を下回るため、  
300,000円 × 5% = 15,000円  
が価格となる。

## 《参考》業種別の主な償却資産の内容

事務所	事務机、椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、ワープロ、複写機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、駐車場舗装路面、看板、その他
喫茶 飲食業	テーブル、イス、陳列ケース、カウンター、レジスター、電子レンジ、冷凍機、製氷機、ソフトクリームフリーザー、厨房用品、テレビ、ジュークボックス、ステレオ、放送設備、クーラー、ストーブ、冷蔵庫、日よけ、看板、広告塔、門、塀、駐車場舗装路面、各種自動販売機、その他
理容 美容業	理容イス、シャンプーイス、オートシャンプー、洗面設備、湯沸し機、タオル蒸し器、ボイラー、研磨機、セットイス、ドライヤー、美顔機、ヘアースチーマー、エアコン、サンライン、カツラ、毛髪促進機、ビン台、鏡、テレビ、ステレオ、看板、日よけテント、レジスター、待合イス、テーブル、陳列ケース、サインポール、その他
クリー ニング業	洗濯機、ドライ機、脱水機、蒸気発生器、しみぬき機、タンブラー、乾燥機、各種プレス機、ボイラー設備、コンプレッサー、ポンプ、動力設備、卓上ボイラー、各種アイロン、クーラー、レジスター、作業台、看板、その他
農業 林業 漁業	育苗ハウス、施設園芸用ハウス、たい肥盤、乾燥機、糞摺機、育苗機、温室管理装置、野菜・花き収穫調整機具、乗用草刈機、作業台車、油圧ショベル、漁船、魚群探知機、船外機、養殖用設備、漁具・漁網、その他
食肉、鮮魚 販売業	肉切機、切断機、ハムスライサー、ミートスライサー、ミンチ機、フライヤー、冷凍機、冷凍冷蔵庫、ロースター、動力設備、冷凍ケース、陳列ケース、電子ハカリ、調理台、レジスター、クーラー、看板、その他
小売業	ショーウィンドー、陳列ケース、机、イス、電子ハカリ、レジスター、値付機、自動販売機、冷蔵ストッカー、マネキン人形、間仕切り、日よけ、看板、応接セット、その他
ガソリン 販売業	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、地下タンク、照明設備、看板、広告塔、防火塀、キャノピー、陳列ケース、テレビ、消火器、構内舗装、洗車設備、その他
自動車 修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、カーワッシャー、コンプレッサー、溶接機、グラインダー、万力、ドリル、その他の測定検査工具等、消火器、レジスター、金庫、その他の事務機器
金属製品 組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、研削機、プレス、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、天井クレーン、ホイスト、電動チェーンブロック、発電機、キュービクル、各種の取り付け測定検査等の器具、工具、その他
不動産賃貸 業	堀、フェンス、側溝、看板、駐車場などのアスファルト舗装、ライン引き、物置、自転車置き場、外灯、花壇・植え込み、その他



